

静岡県学務課編 児童心得 全

K110.1

178

兒童心得

靜岡縣學務課編輯

全

K116.1
178

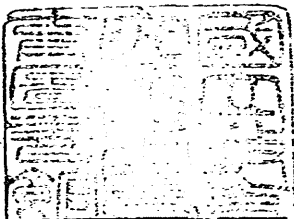
静岡縣學務課編輯

兒童心得

全

濱松

齊藤源三郎藏版



兒童心得

第一條

朝早く起き

顔を洗ひ

口を嗽き

髪を櫛り衣

服を正し

父母に禮を述

へ食事終

りハ學校へ

出る用意をな

し先

兒童心得

筆紙書籍等を揃へ
置き様いれすへ
取落

第二條

参校ハ 授業時間 十分
前たるへ

第三條

授業の時刻至れハ 銘々

の席に着き 教師の指圖
を待へし 詩しなくして
猥に 教場に入る事
なかれ

第四條

業に就てハ 他念なく
教師の托しを受け外

見雑談等 なすなかれ

第五條

教師ハ 我に 學術を授
るの 恩人なれハ 敬禮
すべし

第六條

若し受業の 時限に後れ

待し
參校する時ハ 其由を
教師に申出て 指圖を

第七條

學校の昇降 其他 外出
する時と 歸りたる時ハ
必ず 父母尊長に 其

由を告げて 禮をなすへ

第八條

出入の時 障子襖等の
開閉を静にすへ 書籍
の取扱ハ 丁寧に 凡
にて 紙を傷め 又指に

唾して 開く事なかれ

第九條

總して 教師の意を服膺
我意我慢を 出すへ
からに 質問等あらは
手を上げて 之を知ら
め 教師の 許しを受

後ノに 言葉ヲを發スす
へ

第十條

子弟トたるもの 平生ノの行
儀ヲを正スく 惡キ遊ビを
なサす 善キ友ニ從フへ

第十一條

朋友ノ 善キ事ヲあらハ
之ニ倣フへ 假ニも
人ヲを誹シ議ス 無益の爭論
をなサすなカれ

第十二條

學校ヘ 行厨の外 食物

又ハ玩具金錢を 持參
すへからん

第十三條

便所に行きたらは 心を
用ひ 衣服又ハ便所を
汚さぬ様にすへ

第十四條

知りたる人に 逢ふ時ハ
禮儀を盡して 挨拶
帽ある時ハ 之を脱す

第十五條

校内ハ勿論 他所たり共
相互の交りハ 親切に

なす 決して 不敬不遜
の 振舞あるへからん

第十六條

途中にて 樹木 菓實を
採り荒し 又ハ瓦礫
土塊を 投る等の 事あ
るへからん

第十七條

途中にて遊ひ 無用の場
所に 立へからん 若し
車馬に逢ふ時ハ 傍に
避けて 其過るを待ち
其前を馳過くへからん
児童心得終

児童心術

明治十五年四月御届
同 年四月出版

定價金貳錢

編輯

静岡縣學務課

静岡縣平民

翻刻人

齊藤源三郎

遠江國敷知郡濱松
紺屋町廿二番地

1121

